

小売電気事業者の役割

本事業においてのみ求められる小売電気事業者の役割・対応業務は下記の表のとおりです。

No.	業務項目	業務概要
1	SIIへの登録	SIIへ小売電気事業者の登録及びDRメニューの登録を行うこと 登録内容に変更が生じた場合は速やかにSIIへ報告をすること
2	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成する小売電気事業者一覧及びDRメニュー一覧に必要な情報を提供すること（DRメニューに活用可能な蓄電システム種別等）
3	対象蓄電システムの登録	SIIへ自社のDRメニューに適した蓄電システムを登録すること
4	販売事業者の登録	需要家への説明及び交付申請代行は販売事業者が行うことが可能であるが、販売事業者は小売電気事業者から登録があった事業者のみとする <u>小売電気事業者は、登録する販売事業者が公募要領P.25に記載の申請代行の役割を真摯に行える事業者であるか確認した上で、販売事業者の登録を行うこと</u> SIIは販売事業者の情報を本事業の特設サイトに公開するので、小売電気事業者は販売事業者の許可を得て、必要情報をSIIへ提供すること
5	申請代行者の管理	<u>小売電気事業者は、販売事業者が適切な申請代行を行えているか、管理業務を行うこと</u>
6	DRの説明	<u>販売事業者が申請者に対して、DRメニューの内容を説明できるよう、小売電気事業者は販売事業者に対して自社が提供するDRメニューについてしっかりと説明をすること</u>
7	DRメニュー加入の確認	申請者（需要家）が事業完了までにSIIに登録されたDRメニューに加入していることを確認すること
8	DRの実施	DR対応期間中は申請者（需要家）へのDRメニュー提供を継続すること 継続が困難になった場合は、契約終了となる前にSIIに報告すること
9	DRの実施状況報告	No.8に伴い、DR対応期間中は公募要領P.21 3-5に定められたデータ取得期間のデータ提出を国又はSIIから求められた場合はSIIが指定するデータを提出すること
10	確定検査のサポート	SIIは必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。小売電気事業者はSIIから求められた場合は、SIIが行う確定検査のサポートを行うこと
11	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国及びSIIから指示する業務へ対応すること